

## 事前調査の実施について

京 都 市  
安田不動産（株）

### 1 状況

#### (1) 焼却炉：ダイオキシン類

北校舎西側に焼却炉が設置されていたが、平成10年に撤去されている。  
(当時、焼却灰は、敷地内に廃棄せず、産業廃棄物として処理していた。)  
周辺土壌の撤去は行われておらず、現在はコンクリート舗装されている。

※ 埋蔵文化財試掘調査の箇所との位置関係は、**別紙**のとおり

#### (2) アスベスト（石綿）

露出箇所の吹付けアスベストについては、調査済み（使用なし）。ただし、屋根、外壁等にアスベスト含有建材が使用されている可能性がある。

### 2 法令上の取扱い

#### (1) ダイオキシン類特別措置法（平成12年1月施行）

一定規模以上の焼却炉等のダイオキシン類が発生する施設については、設置の際に事前の届出が必要であり、排出ガス・排出水に関する基準が設定されている。ばいじん・焼却灰等は、廃棄物処理法に則り、処分しなければならない。施設を廃止したときは、30日以内に届出が必要となっている。

なお、元植柳小学校跡地は「ダイオキシン類土壌汚染対策地域」には該当せず、また、埋蔵文化財等の調査に際し、法令上、土壌調査の実施は必要とされていない。

#### (2) 大気汚染防止法ほか：アスベスト

アスベストの飛散原因となる建築材料が使用されている建築物等を解体する場合には、事前に届出を行い、飛散防止対策を講じなければならない。

#### (3) 労働安全衛生法

解体等の作業に従事する労働者のばく露防止対策が定められている。

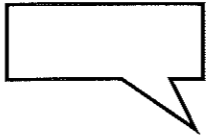

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
- ・「石綿障害予防規則」

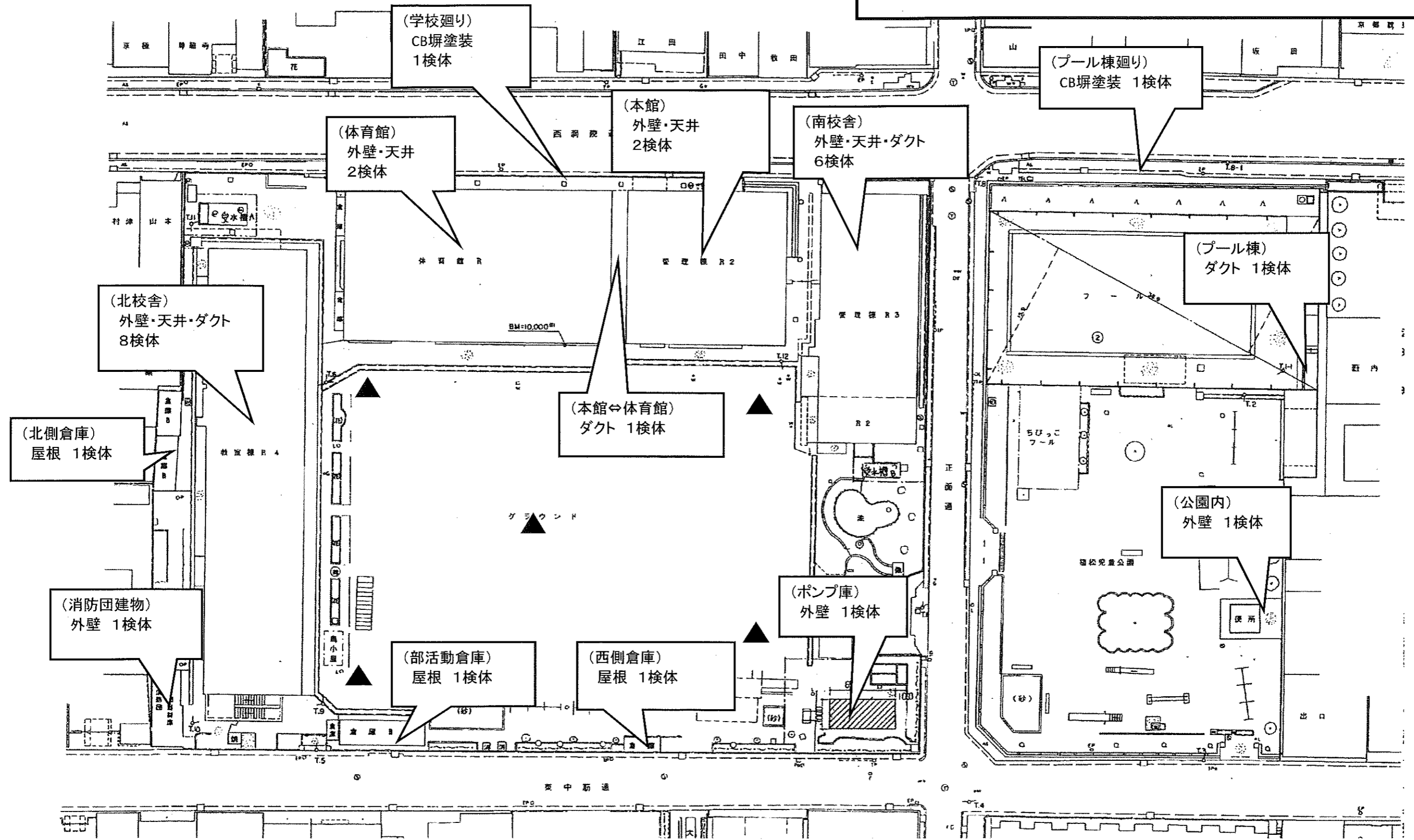
### 3 事前調査の実施

解体工事に際しては、ダイオキシン類・アスベストの有無等を調査する必要があるため、**別紙**のとおり、事前調査を実施する。

# ダイオキシン・アスベスト調査予定箇所

**凡例**

-  : アスベスト調査予定箇所
-  : ダイオキシン調査予定箇所



# ボーリング・埋蔵文化財試掘調査実施箇所

## 凡例

- ボーリング調査地点
- :埋蔵文化財試掘調査実施区域
- :埋蔵文化財試掘調査予定区域

